

年金・給与受取定期預金

こうしん すてきなふれ愛^{あい}

当金庫で年金または給与をお受取りの方、
新たにお受取りになる方専用の定期預金です

新型複利
定期預金
(最長5年)

お預け入れ期間に応じて、店頭表示金利に

最高
+年 0.30%

(税引後：年 0.239055%)



お預け入れから払い戻しまでのお預け入れ期間に応じて、
店頭表示金利に以下の金利を上乗せいたします。
最新の店頭表示金利は窓口へお問い合わせください。
お預け入れ期間 1 年未満は上乗せ金利がありません。



お預け入れ期間

1年以上 ～2年未満	2年以上 ～3年未満	3年以上 ～4年未満	4年以上 ～5年未満	5年 (最長預入期限)
店頭表示金利				
+年 0.15%	+年 0.20%	+年 0.20%	+年 0.30%	+年 0.30%

上記のお利息には 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。

据置期間(6ヶ月)経過後は、全部または一部を払い戻しいただけます。
店頭にて「説明書」を用意しております。詳しくは、当金庫の本支店までお問い合わせください。

あなたの未来へ こうしんと

 **こうしん** 甲府信用金庫

「こうしん すてきなふれ愛」 定期預金 商品概要説明書

1. 商品名	年金・給与受取定期預金 「こうしん すてきなふれ愛」	
2. ご利用いただける方	当金庫で年金（*1）または給与（*2）をお受取りの方、新たにお受取りされる方（*1）公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）といたします。 （*2）入金摘要に「キョウヨ」「給与」とあるもの、または当金庫が給与と確認できたものといたします。	
3. お預け入れ期間・種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型複利定期預金（最長預入期限 5年、据置期間 6か月） ・ お預け入れ時のお申し出により自動継続（元金成長型・利息受取型）をご利用いただけます。 ・ 自動継続後は新型複利定期預金（最長預入期限 5年）として継続し、年金・給与受取定期預金としては継続いたしません。 	
4. お預け入れ	(1) 預入方法	一括してお預け入れいただけます。
	(2) 預入金額	1万円以上 ※口数・金額の上限はありません。 ※お預け入れは、年金または給与の受取口座のある店舗に限ります。
	(3) 預入単位	1円単位
5. 払い戻しの方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以降に一括して払い戻しいたします。 ・ 据置期間（6ヶ月）経過後は、この預金の全部または一部について払い戻すことができます。 ・ 一部払い戻しは、1万円以上1円単位で何回でも払い戻しができます。ただし、一部払い戻し可能額は、一部払い戻し後の残高が1万円を下回らない金額までとします。 	
6. お利息	(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記①のお預け入れ金額に応じた表面記載の利率（自動継続扱いの場合は継続日の店頭表示金利）を下記②のお預け入れ期間の区分に従い約定利率として最長預入期限まで適用いたします。 ・ 一部払い戻し後の利率は、一部払い戻しをした日以後、一部払い戻し後の残高について、下記①のお預け入れ金額および下記②のお預け入れ期間に応じた表面記載の利率（自動継続扱いの場合は継続日の店頭表示金利）を約定利率として適用いたします。 ・ 据置期間経過後に全部または一部について払い戻しを行った時は、払い戻しを行った元金部分については、お預け入れ日から払い戻し日の前日までの下記のお預け入れ期間に応じた利率が適用されます。なお、一部払い戻しによって約定利率が変更になった場合は、約定利率が変更した前後により分かち計算をいたします。 <p>① お預け入れ金額 ア. 300万円未満、 イ. 300万円以上 1,000万円未満、 ウ. 1,000万円以上</p> <p>② お預け入れ期間 ア. 6か月以上 1年未満、 イ. 1年以上 2年未満、 ウ. 2年以上 3年未満、 エ. 3年以上 4年未満、 オ. 4年以上 5年未満、 カ. 5年（最長預入期限）</p>
	(2) 利払方法	最長預入期限以後（自動継続扱いの場合は最長預入期限）に一括してお支払いまたは元金組入れいたします。なお、最長預入期限前に全部または一部払い戻しをする時のお利息は、払い戻し時にお支払いいたします。
	(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6か月ごとの複利計算といたします。
7. 税金	平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われるお利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。（ただし、マル優ご利用の場合を除きます。）	
8. 中途解約時のお取扱い	お預け入れ日（自動継続扱いの場合は継続日）の6か月後の応当日の前日まで（据置期間中）に解約される場合は、お預け入れ日（自動継続扱いの場合は継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率により計算したお利息とともにお支払いいたします。	
9. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へお問い合わせください。	
10. 付加できる特約事項	マル優をご利用いただけます。	
11. 手数料	—	
12. 苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務人事部お客さま意見・要望窓口（9時～17時、電話：0120-115-240）にお申し出ください	
13. 紛争解決措置	山梨県弁護士会民事紛争処理センター（電話：055-235-7202）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3589-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務人事部内お客さま意見・要望窓口、全国しんぎん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または関東地区しんぎん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。	
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後のお利息は、満期日から払戻日の前日または満期日から書替日の前日までの日数について、払戻日または書替日における普通預金利率により計算いたします。 ・ この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・ 金融環境の変化、募集状況等によっては、お取扱い内容を変更、またはお取扱いを中止する場合がございます。 ・ 詳しい内容については、当金庫の本支店までお問い合わせください。 	

【商号等】 甲府信用金庫 登録金融機関 関東財務局長(登金)第215号 【加入協会】 加入協会なし



甲府信用金庫

<https://www.kofushinkin.co.jp>

令和 8 年 4 月 1 日現在